

令和3年度第1回ツキノワグマ管理検討委員会議事録

令和3年7月21日(水) 13時～15時

| | |
|-------|--|
| 事務局 | 「1 開会」 「2 あいさつ」 「3 新任委員紹介」 |
| 由井委員長 | それでは第1回ツキノワグマ管理検討委員会の議長を務めさせていただきます由井です、よろしくお願ひします。それでは議事に入ります。議題の1「第5次ツキノワグマ管理計画(案)につきては事務局より説明をお願ひいたします。 |
| 事務局 | 「第5次ツキノワグマ管理計画(案)」資料により説明 |
| 由井委員長 | 「第5次ツキノワグマ管理計画」の県としての検討課題あるいは方針について主な所を説明いただきました。皆様の考え方、どういう方向かを集約したいと思ひます。 まず、ヘアトラップ調査について事務局にお聞ひしますけど、これまでの全県調査というのは最近の3か年とその前もありましたか。 |
| 事務局 | 生息頭数調査(c)の①H21～H24が大規模ヘアトラップ調査の前回調査になります。それぞれ3地域3エリアに区分しまして北奥羽がH21、北上高地(北部)H22、北上高地(南部)H24と震災の年を挟みしたのでこのように3か年で実施しておりました。 |
| 由井委員長 | これだと、H21～H24が15%の抽出率ですけども最近3か年の全県調査の抽出率はどれ位になりますか。同じ位ですか。 |
| 事務局 | 同程度になります。 実施地域につきてはトラップの設置数がやや減っていますので、減少したトラップ数で調査いたしました。メッシュ数についても減少させた状況で調査したところでは。 |
| 由井委員長 | だぶった所が大多数ですか？ |
| 事務局 | 概ね同じ所です。 |
| 由井委員長 | 今回の第5次ツキノワグマ管理計画は5年間でよろしいですか。 |
| 事務局 | はい。 |
| 由井委員長 | その中でこのヘアトラップをどれ位の頻度でやるかと、そういう意味ですね。5年間で3年かかっている。抽出率は15%位が限度ではないかと思ひますけど、これにつきては皆さんから意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。 |
| 岩泉町 | 岩泉町の佐々木と申します。トラップ調査は過去も実施されておりますが第4次計画において実施した中で頭数も増えてきているという状況になります。全体の頭数の増加傾向をみると、今後の市街地等への出没の対応、いろいろな環境での被害について対策を取る上で生息頭数調査は厳密に行った方がいいだろうと思っております。昨年度の実施から数年しか経っていない状況ですが、是非お願ひしたい。密度を高くするなり、トラップの数についてはもっと設置をしていただいて、より精度の高い生息頭数を把握していただきたいと思ひます。 |
| 由井委員長 | 県の方で今後の方針について何かありましたらお願ひします。 |
| 事務局 | 頂いた意見を踏まえまして、次期計画の中でもヘアトラップの調査の実施方法について検討していききたいと思ひます。 |
| 由井委員長 | この制度の根幹となる調査ですので最も力を入れたいところでは。一般の方も中々クマが怖くて普段の作業が出来ないという状態になっていますので、生息頭 |

| | |
|-------|---|
| | <p>数をキッチリ抑えて対策を講じて安全を図る。ここに重点的に手間暇、コストをかけて頂きたいと思う。この調査は県環境保健研究センターのみで行うのですか。</p> |
| 事務局 | <p>ヘアトラップ調査の実施につきましては、小規模ヘアトラップ調査は自前でやっており、大規模ヘアトラップ調査につきましては資料の回収とDNAの分析をそれぞれ委託によって実施しているところです。</p> |
| 宇野委員 | <p>大規模ヘアトラップが10年に1回からもう少し短い期間でやっていくという方向で私も非常にいいと思います。もう1点は小規模ヘアトラップを毎年やられているという事ですが、この目的と結果はどういう形なのかをお聞きしたい。</p> |
| 事務局 | <p>小規模ヘアトラップの実施については、個体数密度の急激な減少が有るか無いかを確認する為の物と考えております。結果については毎年検討委員会の資料に掲載しています。</p> |
| 青井委員 | <p>大規模ヘアトラップは、毎期間ごとに実施すればこれは非常に素晴らしいと思います。予算もかなりかかるので、その辺が大変かもしれませんが可能な範囲で毎期間ごとにキチッとやった方が良くと思います。小規模トラップも県独自のやり方でやっていて、トレンドを探るという意味では非常に効果があると思う。特に大量出沒して大量に捕獲されてしまった事の影響が翌年どう出ているかという事は小規模を継続してやる事によって明らかになってくると思いますので、この小規模トラップも期間中に継続して実施できるような体制に是非もって頂いてもらいたいと思います。</p> |
| 由井委員長 | <p>是非大学、その他の研究機関の方も協力していただいて一緒にやって頂きたいと思います。経費、コストを拡充して実施して頂きたいと思います。この件については意見が揃いましたので定期的で大規模トラップ、小規模トラップ含め十分な調査を実施していただくという事で決まりました。</p> <p>次に個体数管理ですけれども、最新の生息頭数について前回調査時より300頭増えている。この後の個体数管理の目標をどうするか。国の方でも具体的に評価可能な目標を設定するとされているという事で。現行の第4次では数字は決めていないところで、様々被害も増加しておりますので、ではどうするかと。県の考え方としては一番右の欄にありますけど、令和9年度末、5年間で3,400頭を目安として維持する、それを管理の目標としたいという具体的な提案が載っております。環境省の日本の地域ごとのツキノワグマの個体群の現状分析によりますと、北上高地、それから北奥羽、各々が現状で800頭以上は居るので安定的状態を維持しているという評価になっていて、他の県を入れなくても岩手県は現在3,700頭おりますので、個体群が絶滅するというおそれは無いだろうと。被害が多くなっているというところを見ると人によっては多すぎるという方もいると思います。私も50年間岩手におりますけども、昔は林道を車で走っていても殆ど見かけませんでしたが、最近に行くたびに必ず会います。こんな事は無かったです。私は鳥が専門ですがイヌワシの調査を定点で張っていると1時間くらい経つと後ろからガサガサとクマが出てきます。現在3,700頭という事は岩手県の森林林野面積が117万ヘクタールですが、これを割り算するとぴったり314ヘクタール、つまり半径1キロ以内に1頭いるという密度。だから林の中に人が立っているとその半径1キロ以内に必ず1頭はいて動き回っている。ということは1日いると絶対会うという、会わないのはクマが大体逃げるからですよ。ということか</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>ら考えるとクマに遭遇しての事故の確率はかなり高いし、昔この委員会が発足した当時 1,300 頭とか 1,700 頭のレベルで安定維持個体群でしたと言っていたわけなのです。今は 3,700 頭で安定維持と言えるかどうか。そういう事で今回取り敢えず当面の 5 ヶ年の 5 次計画では 3,400 頭、3,700 頭から 300 頭減るという密度を提案されております。それから環境省の捕獲限度の考え方は 12%～3%の 15% くらいが限度であると。この 300 頭を減らした数の理論的裏付けを簡単に説明できますか？</p> |
| 事務局 | <p>国の指針では安定的個体群については、維持もしくは適正な個体群数へ誘導する事となっているのですが、クマの管理については適正な密度とか適正な頭数というのは中々出すのは難しいと聞いておりましたので、現状では前回調査時点の 3,400 頭に戻すという事で暫定的な目標をお示ししている所です。</p> |
| 由井委員長 | <p>これにつきまして、皆様のご意見お願いいたします。</p> |
| 岩泉町 | <p>生息密度ですが、他県の状況はどういった密度に管理されているのでしょうか。先ほど委員長が半径 1 キロに 1 頭が居ると、森林林野面積から見ればという事なのですが、森林面積でもやはり生活空間に近いという空間も当然あるかと思えますので、その辺も吟味しなければならぬと思えますが、大体でいいので他県の状況がどれ位の密度かを教えて頂きたい。</p> |
| 事務局 | <p>他県の生息密度、理論上は森林面積と推定生息数から割り返すと同じ数字は算出できるかとは思いますが、当方では資料を持ちあわせておりません。</p> |
| 由井委員長 | <p>秋田県で調査を実施した結果では 4,000 頭だったと思います。昔は 2,000 頭。</p> |
| 宇野委員 | <p>1,000 頭だった。</p> |
| 由井委員長 | <p>福島も結構増えてきましたけど。大体同じような密度でどこの県も居ると思います。平野を除いて。</p> |
| 宇野委員 | <p>宮城県も増えていて、今回 1,600 頭幾つかからまだ県として公表していないので中々言えませんが増えているという事です。</p> |
| 由井委員長 | <p>1,600 頭は公表している？</p> |
| 宇野委員 | <p>はい、前のデータです。</p> |
| 由井委員長 | <p>宮城県もそんなに居るの。奥羽山脈ですか。</p> |
| 宇野委員 | <p>そうですね、基本的に奥羽山脈ですね。</p> |
| 由井委員長 | <p>問題は全県の頭数もさることながら、人間の住んでいる周辺にどれくらい密集しているかどうかという話です。今は、市の周辺、農村地帯、里山地帯に常時居るような気がしますけど。山の方では食べ物が沢山あるわけではなくて、それに比べれば里山周辺には柿とか桃とか食べる物が沢山あって、常時それに依存して、常時子供が生まれている。自然の山奥に住んでいるクマではなく、常時人の周りに住むことに慣れたクマが多い。それをもう一度山に帰ってもらうのが一番の状況なのですが、山に十分な餌が無い可能性がある。だからその頭数を決めたり、捕獲頭数を決めたり密度を決めたりするのは、生息環境を具備して安定した個体群を維持できる状態を山に作っておいて、追い上げとか出てきたものをやむを得ず駆除するという、そういった体制が全体で出来ていないといけないので、出てきたものを順番に駆除すれば全部居なくなってしまう、当然ツキノワグマはワシントン条約の議定書で見れば非常に珍しい絶滅危機の高いクマですので、これは日本の国際的責務を守らなければならないし、しかし一方では人間も守らなければいけないので、その見極めとしての個体数管理をどのように決</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>めていくかという事で岩手県の今後5年間の頭数管理数を提案したところです。この3,400頭、当面これでよろしいか、どうかという事になりますけど。いかがでしょう。</p> |
| 青井委員 | <p>3,400頭でいいかの判断はつきにくい、よく分からない。現行の数を減らす、大きく減らす方向に舵をきるという共通認識が取れるかどうかだと思います。今3,700頭だとすると環境省のマニュアルで年間12%までは取っても大丈夫だと、安定個体群であれば。となると、3,700頭の12%は440数頭で現行計画の総捕獲数を見ると平成15年から令和2年までの年間平均捕獲数は269頭とあって、今まで獲ってきた以上に相当頑張らなくて12%、440数頭には至らないです。果たして今の体制でそういう事が可能かどうかという問題が一つあると思います。それともう一つ、400何十頭獲り続ける為にはとにかくクマが出たらやたらめったら檻をかけて獲ればいいのかということになって困るので、例えば狩猟とか春季捕獲をもっとキチッと位置付けて、それが捕獲率につながるような体制を同時に取っていかないと、檻でたくさん獲ることによって里山に近づけるということになって、これはまたまずいと思います。勿論、里に出てこないような農地に出て来ないような対策も今まで以上にやりつつ、一方で現在の生息数を少し減らす方向で色々な方面から頑張っていくという共通認識を持っていかないと、減らす為に駆除すればいいということになるのは非常にまずいと思います。</p> |
| 由井委員長 | <p>現状は3,700頭で3,400頭にもっていくと300頭減という。環境省の12%か県の試算でいくと毎年400頭超くらいは獲らないとそうならないという事になりますか。</p> |
| 事務局 | <p>直近5か年を見ましても例えば令和2年度は狩猟春季、有害含めまして555頭の捕獲がありましたし、令和元年度は426頭でしたので、このペースで獲り続けるという事は実際には可能な範囲とっております。大量出没の年と重なったというような要因もありますけども、可能な範囲ではあると考えています。</p> |
| 青井委員 | <p>現状では一応獲れると、その場合捕獲檻による何%とかは分かるのですか。相当獲っているのは確かだと思いますけど、特に農業被害は必ず檻で獲りますから結構な数になると思います。いずれにしましても彼らの生存基盤を山奥に常備しながら追い上げていくというのは基本ですので、それだけ獲ってしまうと最後町に寄って来たクマが全部居なくなるのもまずいので、町に近づかせないように奥の方に生息環境を共有するという事がセットでなければならない。</p> |
| 由井委員長 | <p>猟友会さんはどうですか、3,400頭で。能力的には可能ですか。</p> |
| 菅野委員 | <p>大体有害捕獲で年間380頭から400頭はいつています。狩猟その他の捕獲はごく限られてほとんどが有害捕獲なので、この数字は可能だと思っております。</p> |
| 由井委員長 | <p>取り敢えずこの県の目安というのは了承いただいて、可能であろうと。色々注意書きは付くと思いますけど。ここはこれで決定としましょう。</p> <p>それでは次、権限移譲の規制につきまして現行では市町村に権限を移行しないとしているという事です。課題として市町村に権限移譲した場合に過剰捕獲にならないかと。それをどう過剰にならないようにするかと幾つか報告の義務化、迅速な報告。先ほど申し上げた対策、モニタリングを継続して絶滅しないような環境管理を進める、ゾーニング管理をする。この権限移譲規制の廃止について検討するというのは直ぐ決めるという事ではないですけども、この事に関して皆様のご意見、質問ありましたらどうぞ出してください。</p> |

| | |
|------|--|
| 宇野委員 | 今まで移譲しない事になっていることに対してどういう課題があって廃止するのかをもう少し詳しく教えてください。 |
| 事務局 | まず現状についてですが、特措法の権限移譲についてはクマの広域的な保護管理の点から移譲を求められても権限は委譲しないという事になっているところですが、昨今は捕獲許可の件数も増えている、有害の捕獲件数も増えている状況で、県に許可を要請する場合には許可手続きが必要になります。そこで遅れが生じてしまっても現場の方で捕獲に支障が出るという現状にある中で、権限の委譲を希望されている市町村もありますのでこういった制度を利用して市町村に許可権限を委譲して事務の迅速化を図ることが可能だと考えておりました、今検討しようとしている段階でございます。 |
| 宇野委員 | そうすると事務許可手続き、事務を迅速に出来ていないという課題があるという事ですね。ここに書いてある課題とは逆に個体数がコントロール出来なくなるのでどちらを取るかという事で考えて欲しい。 |
| 青井委員 | 迅速に対応できないという事でしたけど、岩手県では既に年度当初に各市町村に頭数配分をしている。ここまでは市町村の判断で獲ってもいいという、それで今まで土日県庁は休みで困るという事を解決できていると思うので、その対応という面では事前配分する事によって足りていると思いますが、その点はどうですか。それでもまだ移譲した方がいいという事なのでしょうか。 |
| 事務局 | 特例制度という事で年度当初許可の上限枠を設定して各市町村に枠の配分をしている所なのですが、市町村によってはわなを初期に大量に設置してしまって枠を使い果たしてしまったという市町村さんもございます。すると溢れた分は通常許可という事で県の方に1件ずつ許可を申請する事になるのですが、そういった事もありましたので中々特例許可制度だけで全部をカバーするというのも難しい状況になっているのではないかと考えています。 |
| 青井委員 | もし、次期で3,400頭に減らすという目標が認められたとすると捕獲上限数はかなり増加するわけです。事前配分数がかなり増えるのでは。それで暫くやってみる方がいいのではないかという気がします。というのは3,400頭にとにかく減らせと、各市町村の許可は県に求める必要は無いという事になると正直歯止めが中々つきにくい状況になりそうな気がします。私は危惧を感じます。 |
| 藤澤委員 | 私もある程度の抑制をかけないとどんどん行ってしまう気がします。私、盛岡近辺の事しかわかりませんが、大体、駆除する数がオーバーしたというのは盛岡近辺では無いものです。ただ期限というのがあります。期限がありますので、その中で大体盛岡近辺ではやっているのですが、これを全て市町村に預けてしまって大丈夫だろうかという心配はあります。 |
| 菅野委員 | 今までお話を伺っていると、許可が下りればすぐ獲れるようなそういう感じのお話に聞こえます。実際に私の所でも許可をお願いして捕獲をしているのですが、おそらく許可数に対して捕獲数は10分の1くらいなものです。10頭を申請して1頭しか獲れないというくらいのもので、しかも市町村に権限を移譲したからと言って過剰に獲ってしまうという事はあり得ない。私はそう思っています。捕獲するのは市町村の職員ではありません、猟友会の会員であります。かなり向こうも頭がいいとか私どものわなを見破ります。凄く勘が良く、1回わなに失敗してしまうと絶対入ってこない。1頭のクマを3年間追いかけてようやく獲った事がありますけども、それでも許可の件数の恐らく10分の1くらいしか |

| | |
|-------|---|
| | 獲れてないと私は思っています。 |
| 由井委員長 | それは盛岡？ |
| 菅野委員 | 県全体でその割合だと思います。 |
| 由井委員長 | 事務局はどうですか、年度当初の配分の到達率が何割ぐらいかはわかりますか。 |
| 事務局 | 捕獲の頭数配分数については本年度が全体で411頭、令和2年度は374頭、令和元年度は256頭でしたので毎年配分頭数は増やしている状況にありまして、それに伴って全体の捕獲頭数も増え、令和2年度は555頭になっています。 |
| 由井委員長 | 市町村別にも最初の枠はカバーしている所があるという事で、トータルはそんなのですね。配分数だけの問題でしょうか。全体の頭数は事前配分の必ずしも大きな数ではなかった気がしました。資料があれば分かり易いですね。後は獲り過ぎるかどうかという問題、もし獲り過ぎた市町村があれば翌年の獲り分を低くするとか、市町村に有害捕獲のお願いをした場合においても事前配分数があればその枠内で納めるように皆さんは抑えるように努力すると思います。獲り過ぎという事はあり得ない、その枠を少し多めにしておけば済むのでは。その枠があつて更に権限移譲した場合に獲り過ぎた時は、次の年の獲り過ぎた市町村は越えた分は数をダウンしてペナルティ的に数を少なく事前配分するとかそういう使い方です。 |
| 遠野市 | 先程、市町村に権限移譲すると捕獲が進むというまるで市町村が悪者のような言い方をされたので、菅野委員が私の言いたい事ほとんど言ってもらいましたので抑えたいとは思っていますが、基本的には私共はクマを捕まえてたくて捕まえているわけではありませんし、許可申請しているわけではありません。人身事故の防止、もしくは農作物被害を軽減する為に、法に基づいた上で私共が判断して申請しているものでございます。捕獲頭数が増える、増えないはクマの出没状況によって大分変わってきますので、里に下りてくるクマが多いという事があれば当然増えるのだと思います。里に下りて来ないクマが居るのであればそれに対しては捕獲するものでもありませんし、山の中で人身被害に遭った方の分についてもクマを捕獲しようとも思っていないです。これは共通の考え方だと思っています。市町村でも県でも。ただ我々は直接住民から何とかしてほしいという声を聴きますので中で検討し、実施しているという事になりますので、そこだけは誤解の無いようしていただきたいと思っています。私共は捕まえてたくて捕まえているわけではありませんので、そこだけは十分ご理解頂きたいと思っております。それから先ほど言った通り捕獲許可件数に対して捕まえた頭数というのはかなり少ないと思います。菅野さんが言った通り捕獲許可の件数の1割か2割程度しか実際は捕まえていないと思っております。枠配分がきて最終的に枠の配分を捕まえるかもしれませんが、それに対しての許可数はもっとありますので、最初に20頭きたから20頭分の許可を出すという事ではありませんので、その都度人身事故の被害が考えられると言った場合通常の県に出すのとほぼ匹敵する条件の中で許可を申請しておりますので、誤解のないようお願いしたいと思います。 |
| 由井委員長 | ありがとうございます。獲り過ぎは無いという事で。 |
| 辻本委員 | この話題はクマ検討委員会の永遠の課題ですが、法に基づいて許可を出すわけですが、動機があるわけですからそれぞれに。委員会で検討すべき事はやはり被害を防止する為に捕獲、駆除する事と個体群を存続する事をどうやって両立するかだ |

| | |
|-------|--|
| | <p>と思います。そういう観点で権限を移譲するにしても、その担保をどうやって行っていくのかという事を考えるのがこの場の役割だと思っています。例えば捕獲実績の報告を義務化する、という提案がされていますね。私の考えでは報告だけでは弱い、やはり市町村に権限を移譲するという事は勿論獲り過ぎるとは思っていませんが、獲る以上はそれがどういう影響を与えるかという事を獲る主体で考えるべき、それは県が考えればいい、委員会が判断すればいいという事ではないので、そうしますと考える根拠になるような報告、あるいは市町村そういった所での地区ならではの独自の判断考え、こういった物が示されないと県民から同じようにそれは獲り過ぎるのではないですかと言われた時に県の立場、あるいはこの委員会の立場として中々説明責任が果たせないと思いますので、そういった所も付与して考えながら権限移譲を検討するべきだと思います。以上です。</p> |
| 由井委員長 | <p>色々な立場から、人身の安全の問題もあるし、ツキノワグマの個体群の維持保全という立場を心配する点もありまして、これをどう調整した方針を決めるかというのがこの委員会の務めでありまして、今、辻本委員から指摘された、獲り過ぎをしないような担保の仕方ですね。これは歯止めを決めておかないと危惧が残るという事ですよね。獲る方は好きで獲っているのではないというのは良く分かりましたので、その辺は両方の歯止めになるように具体的な手法については、他の県の例も参考に、ただ権限移譲は他の県ではやっていない、1件もないですよ。辻本さんそうですね。</p> |
| 辻本委員 | <p>私が知っている範囲ではないです。</p> |
| 由井委員長 | <p>初めてとなれば他の県からも見られるので相当立派な回答でないといけないので、この点についてはもう1度検討して、持ち回りで良い案が出ればそれで全員了承となれば委員会開かなくてもいいのですが、この点についてはまた開く可能性があるかもしれないです。</p> |
| 青井委員 | <p>仮に権限を委譲したとして捕獲上限数は毎年この通り決めるわけですよ、そうすると上限に達したかどうかというのはどうやって把握できるようになるのですか。</p> |
| 事務局 | <p>捕獲実績の報告を義務化することで、捕獲の実績をその都度県の方で把握しまして、捕獲上限数に達しそうになった際は狩猟の自粛なり、出来るだけ捕獲後の放獣を要請するとか捕殺数を留めるよう通知を出す事を検討しております。</p> |
| 青井委員 | <p>そうすると、過去実績がなるべく速やかに各全市町村から上がってくる体制を作らないと駄目ですよ。その点は大丈夫なのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>まだ検討段階なので具体的なシステムの構成、構築についてはこれから検討する事になりますが、おっしゃる通りスピーディーに報告を求めるような体制の構築については課題としたいと思います。</p> |
| 岩泉町 | <p>権限移譲については色んな議論があると思います。権限移譲の条件としてゾーニング管理の推進を検討されているようですが、現実市町村の事務レベルでは、クマ以外にもイノシシ、シカの有害捕獲で相当量の経費、人件費を使っています。加えてこういった条件が付されると市町村は権限移譲を逆に断るという可能性もあるのではと思います。岩泉町の実態から見ると、相当、グループでも有害捕獲の体制とか防止体制等敷いていましたので、これ以上やるとなると市町村も辛い状況かなと。財源もあって人件費も面倒見て頂きたいと考えています。</p> |
| 由井委員長 | <p>難しい所ですね、そういう判断に立つ市町村もあり得る。いずれ、手続きの厳</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>密かつ簡素化で迅速化ですもんね。中々難しいですね。検討していただいて案を出して頂きたいと思います。これで一旦閉じます。</p> <p>それでは次です、17、23に関連する「学習付け移動放獣」につきましてマニュアルの改定について、吹き矢麻醉・麻醉銃に関するガイドライン、マニュアルの改定、「移動放獣技術マニュアル」はなにしろ20年前のもので、その後色々な手法が世に出てきていると思いますので、それを取り込んでマニュアルを作った方がいいと思いますけども、これについてご質問ご意見ありましたらお願いいたします。</p> |
| 小笠原委員 | 国有林への放獣は、どのようなところを考えているのか。実績はありますか。 |
| 事務局 | 詳細のデータについては把握しておりませんでした。 |
| 遠野市 | 麻醉の吹き矢を使う方が居るのは承知しておりますが、麻醉銃を使える方というのは県内いらっしゃるのでしょうか。 |
| 菅野委員 | 麻醉銃ですから銃の所持許可が必要です。もう一つ麻醉薬の調合をする方が必要です。実は麻醉銃は岩手県猟友会で所持しています。残念ながら岩手県に麻醉薬を扱える職員がいないという事で、何かの時には辻本園長にお願いをしているという状況ですが、麻醉銃の出動依頼はきたことはない。野生鳥獣に関して。 |
| 遠野市 | この後の錯誤捕獲の事にも関係するかと思うのですが、くくりわな等に錯誤があった場合放獣という手段を選ぶという事も当然ありますが、吹き矢では錯誤の時は厳しい、現実的に難しいのではないかと考えていますので麻醉銃を使える方が居るのであれば、それをお願いする事も考えられると聞いていたのですが、現実的に岩手県内で銃は難しいという認識でよろしいですか。吹き矢のみの対応という事で。 |
| 事務局 | 当方としても体制の整備のところを課題と捉えておりまして、現在そちらの件につきましても検討を進めているところでございます。 |
| 藤澤委員 | どういう役割の人が必要でどういう許可が必要か教えていただきたい。 |
| 辻本委員 | 銃であれば銃の所持許可が必要です。麻醉薬は様々ありますが一番強力で確実に安全なのが麻薬です。麻薬に類するもので、これは麻薬としての取扱いの許可も必要になってきます。更にはその薬を購入したりする為には麻薬は当然ですけども麻薬でない物は劇薬毒物になりますので、猟友会であろうと勝手に購入するのは難しい。吹き矢と麻醉銃で当然飛ぶ距離が違い、適用範囲が異なります。私も何回か錯誤捕獲したクマは放していますけどもおっしゃる通り岩手県の場合は深い谷があって谷の向こう側の林の中に居て木、葉っぱが茂っていて、仮に50m飛ぶ麻醉銃で50mの距離から撃とうと思っても要するに注射器を飛ばしますので中々葉っぱを上手く避けて注射器を当てるというのは難しい場合があります。不可能ではありませんけど、そうしますと近づけるのであれば近づいて吹き矢で撃つ方が確実という場合も多いかと思えます。それは実践の話ですけども、先程事務局がおっしゃったとおりこれが実際に出来る体制が組めるかどうかが一番の問題だと思いますので、今後皆さんの知恵を絞って体制が敷ける事ができるのであれば有効な手段になってくるのではと考えています。 |
| 宇野委員 | 麻醉銃をこちらでは10丁ほど所持していて10数名は使える状況。麻醉薬に関しても獣医師さんの指導があれば皆使えるという事にはなっているので体制を敷く事はできますが、何頭やるのか、どれくらい錯誤があるのか現状が無い中で例えば有害の内の100頭が錯誤で全部放獣となるとまた難しいです。そういうこ |

| | |
|----------------|--|
| | <p>とにも絡んでくる話だなと聞いていました。岩手県に待って頂ければ行くという ような事は色々な県でやっている状況で、簡単に言うと捕まった時点でそこには 近寄らない、そうすると半日とか1日クマは大人しくしています。近いと興奮し て、人身被害の危険があります。そういう対応は他の県でやっています。岩手 でも実際やった事があります。</p> |
| 由井委員長 | <p>岩手県南であると1日～半日位で対応できる場合もあり得ますか。</p> |
| 宇野委員 | <p>県南であれば2時間で対応できます。</p> |
| 青井委員 | <p>私、岩手県以外の県のクマの検討委員をやっているのですが、そこで得た情 報で長野県の例ですが、長野県も非常に錯誤捕獲が多くて年間数十頭クマがかか っている。ところが長野県はほとんどそういった個体を放獣しています。それは どういう体制かという県を3つの地域に分けて、北は信州大学のクマを研究し ている人が対応する、真ん中は県の独自の県職員が体制を作って麻酔銃も確保し て対応できるようにしている。もう一箇所は民間業者（NPO ピッキオ）に委託し てやってもらっているという充実した体制を取る事ができて、そのお蔭で放獣が 上手く進んできているというお話を聞きました。岩手県も、もし放獣を考えるの であれば、そういった体制作りを考えていかないと、現状のままではいつまで経 っても放獣は進まないだろうなと思います。</p> |
| 宇野委員 | <p>福島県の事例ですが、福島はこの前も市街地にクマが出てニュースになってい ました。福島は、例えば猪苗代とか南会津町といったいくつかの市町村が専門員 を雇っている。その人達が麻酔銃も扱えるようになっていて、市町村が雇ってい る公務員のような形になっていて、その人達が放しているそうです。西の方では、 民間が10件くらいまとめて放獣作業しているという話も聞いたりします。</p> |
| 由井委員長 | <p>他の県に幾つか例があるようなので、組織、許可、権限、問題とかアプローチ の問題。大変ですが県の情報を収集して頂いて現状でどれくらい出来そうか見通 しを出して頂きたい。今日の出席者の中に獣医師さんがおられるのですが、何か こういう事に携わった事はありますか。</p> |
| 沿岸広域振興局 佐々木 | <p>一応狩猟免許は持っています。麻酔関係は犬、猫をやった時は当然取扱いまし た。野生鳥獣に対してというのはまだ経験は無いです。</p> |
| 青井委員 | <p>各広域振興局には必ず獣医師がいます、そのうち振興局の獣医師に、野生鳥獣 に関与する役割をしてもらったらどうですかという話は何度もお話をしました が、結局保健所の職務外、対象にならないというのが現状なので、その辺から変 えていかないと、県の内部の話なのでそういったところ本格的に話を進めて頂く ような事でもないと、折角獣医師が各振興局にいても野生鳥獣の為に殆ど動けな いという状況があります。</p> |
| 事務局 | <p>確かに各保健所、振興局には獣医師1名ずつおりますけども、専らの業務は動 物愛護ですとか食品衛生の方です。長野県の例として「ピッキオ」ですとか、そ ういった活発な団体がある事が望ましいと思っていて、体制整備の中で人材 の育成という所も課題として考えております。</p> |
| 由井委員長 | <p>組織体制整備の方もよろしく願います。 次に進めさせていただきます。捕獲許可期間延長について、現状30日間を限度とし ている。これの効果的な見直しの検討をしたいという事ですが、これにつきまして 意見、希望ございましたらよろしく願います。</p> |

| | |
|-------|---|
| | これは、他の県では30日ですか現状。 |
| 事務局 | 東北6県見ますと、30日と設定している所が多いと認識しております。 |
| 由井委員長 | 延長をすることの課題はありますか。 |
| 事務局 | クマ1頭獲るのに時間がかかるという発言もありましたが1件の許可につき最大30日ですと、有害性の高いクマを捕獲出来ない可能性もある。という事で1件あたりの許可期間を延ばすというのは有効かと思います。その一方で別のクマを獲ってしまう可能性も高くなると認識しております。 |
| 由井委員長 | なかなか難しいですね、では30日で許可を申請して出して獲れなければもう1回出すという事は可能ですよね。 |
| 菅野委員 | 先程、私申し上げたのは1頭の申請を出して1か月か30日間の許可期間の内に獲れない時に更にまた申請を出します。それが3回か4回続く時がある。したがって1頭のクマを獲るのに4回申請して4回の許可を貰っているという、それでもかかればいい方で、先程話したのが10件の許可に対する10分の1くらいなもの、あるいはもっと率が下がっているかもしれません。この項目でいうのであれば有害鳥獣駆除ですから人間の生活に害があるという事で、例えばトウモロコシを食べられる、牛の餌を食べられる、という被害のある圃場から30m以内にしかわなを設置しない。100m、200mも離れた山の中に設置すれば有害駆除ではないと言っています。ですが、他のクマが2頭来ているかもしれない。1頭の許可を貰っているのですが代わる代わる2頭牛舎に入り込んでいるかもしれません。だから他のクマを誘引して加害クマ以外を捕獲してしまうおそれがあるという事は私は当たらないと思います。わなにかかった物はどちらも加害しているのだと見た方が、ただ通りすがりに通っただけではなく、餌を求めて来ているのですからそのクマも加害クマであろうと推定、推測するより他ないのではないかと私は思います。この課題のところはあまり心配しなくていいのではないかと私は思います。 |
| 由井委員長 | 通常、捕獲許可申請出す時は必ず1頭ですか？ |
| 菅野委員 | 1頭です。全く別のクマが2頭来ているよという時には2頭の申請を出します。通常1頭です。 |
| 由井委員長 | 心配無いという事ですけど。他にこの問題ご意見ありますか。取り敢えずは再申請が可能だという事。1頭獲ったけど、また被害が起きればまた更に申請をする。延ばす事で得るメリットが、獲る確率は高くなりますけど。獲れない時はいつまで経っても獲れない。 |
| 宇野委員 | 基本的に被害があって30m以内に檻を設置するという事で、その被害を出していないクマも捕まる可能性があるのですよね。 |
| 由井委員長 | そこに来ているという事は農作物であり肥料でもあり来ているものについてはそういう物の恩恵を受けているクマだと見なしています。 |
| 宇野委員 | 誘引物に対して来るクマを獲っている事がほとんどという事ですね。許可期間を延長する事で里に住み着いた有害性の高いクマを捕獲する可能性は確かにあるかもしれませんが、結局許可自体が害を与えたという事で許可が下りるのですがそうすると、里の方にいるけど害を与えていないクマを獲ってしまうという事 |

| | |
|-------|---|
| | にもなる。基本的に問題クマを獲るとというのが基本的な考え方だと思うので、長くすれば獲れるわけじゃないのかなと思うのですが。獲れる時は2週間位で獲れたりしませんか。 |
| 菅野委員 | 早いのは4時頃にわなを仕掛けて、その日の8時くらいに入ったという日もあります。諦めかけて1か月過ぎてまだ来ていますよ、延長するかと。諦めかけた時に入りましたという。 |
| 宇野委員 | 宮城県の猟友会もこの話をしている、長くしていると毎日見回りで大変という話を聞いていて、短い時は獲れる物だと2週間くらいで獲れるからという話を聞いていたので。長くすれば長くするほど見回りする側も大変じゃないかと思いません。 |
| 由井委員長 | 捕獲許可がある個体を獲る場合わなは1個ですか？ |
| 菅野委員 | 1個です。1頭の申請に対してわなは1個という指示を頂いています。こっちからも来るし、あっちからも来るしというので、どちらかのわなにかかったらこちらは撤去するから2個掛けてもいいのではと言うけれども、1頭の申請にはわな1個です。 |
| 由井委員長 | 取り敢えず個体を特定して許可出していますから、それは仕方ない。この問題は試すというのは難しいのでもう少し効果とデメリットを拾い出して整理したい。それまでに皆さんも色々情報を仕入れて検討していただければいいかと思えます。 「幼獣捕殺禁止の解除」という事で県の方針は解除を検討すると決めた訳ではないですけど、これについては如何でしょうか。他の県ではどうなっていますか。 |
| 事務局 | 本県では計画の中で、幼獣の捕殺は認めないとしている所ですが、他県の計画でハッキリ書いている所は無いように見受けられました。 |
| 宇野委員 | 幼獣だから駄目というのは無く、猟友会の気持ちで殺したくないからというのは時々みます。計画の中に幼獣は駄目というのが私はよく分かりません。 |
| 青井委員 | これは春季捕獲についての話ですよ。普通の駆除では幼獣を撃つては駄目と決めている所は無いと思う。ただ春季捕獲だと親子がすぐ見分けられる、足跡で。そういう物については個体群維持の為に止めようという事で春季捕獲が始まった訳で、それ自体私は悪くないとは思う。一つ、親子も春季捕獲で獲ってもいいという事になってしまうと物凄く保護団体から反発が来ることが間違いない事だと思いますので、それも事務局で反発に耐えられる覚悟があるのかどうかです。現状2市町で春季捕獲やっていますが、それほど親子クマを見る事が頻繁にあるのかという気がします。親子を獲ってもいいよとなっても、そんなに親子が頻繁に獲れるという事もないのかなと思いますから。敢えて触れてまで解除するような事ではないような気がします。 |
| 由井委員長 | 次に環境整備ゾーニング管理につきまして情報発信を強化するという事ですけども、これは当然の事ですし、青井先生もずっとやられている猪去の事も書いてありますので、これは有効だと思います。これは質問、意見ありますか。 |
| 辻本委員 | 盛岡市の取組ですので青井先生と一緒にやっていたことですけども、情報が不足している為に実行できていないという事になってはいますが、私はそれだけでは無いと思っています。猪去が出来た理由があって、盛岡の他の地区では出来ない、それぞれ地域の事情、年齢、モチベーションがありますので、発信を強化する事は必要ですけども他の地区では何故出来ないのか、成功している猪去地区は何故 |

| | |
|-------|--|
| | 出来たのか、そういった所も含めて発信して、その地区が検討するような雰囲気づくりをしないと進まないと思いますのでその点だけお話をさせていただきます。 |
| 由井委員長 | これにつきましても、他の地域に普及しない原因を今日来られている市町村農林課の方にも再度お聞きして次までにネックの所をまとめておいて欲しいと思います。 次に「狩猟期間の延長」、狩猟期間を11/1～2月末までとする、これにつきましてご意見、ご質問をお願いします。 |
| 菅野委員 | これについては個体数調整のという事で効果があるとは私は思いません。何故なら、この期間クマはほとんど冬眠中です。したがって、ある一部の方々がクマの穴を探して秋の内にクマの穴を見つけて冬に周って歩くという人はいつもの方々です。この辺ですと、冬眠から覚めるのはいくら早くても3月上旬です。ですから、この時期クマは雪の中に入っているというふうに考えれば個体数調整の効果があるとは思えないです。 |
| 青井委員 | 私も2月を半月延長しても、あまり効果は無いと思います。ただ逆にもっと延ばして3月いっぱいまでにすれば春季捕獲とは別に正規の狩猟で雪山の上を歩いて獲る事が出来る可能性がある、法的には3月に狩猟してもいい、だからいつその事3月末まで狩猟期間を延ばしたらどうかと私は常々思っていました。4月でもいい。 |
| 藤澤委員 | 私は2月末までとしたのは、指定管理の関係でここまでの期間かなと思ったのですが、それとは違うのですね。 |
| 事務局 | 当初3月末までという案も最初上がりましたので、ご意見としてそちらの方が大勢なのであれば3月末までということも検討に上がってくるかと思えます。2月末にこだわりがあるというわけではございません。 |
| 由井委員長 | 3月という声が挙がりましたが何かございますか。市町村の方で何かありますか。 |
| 岩泉町 | 狩猟なので我々は関与していません。 |
| 由井委員長 | それではそういう可能性を含めて素案を検討してください。 それでは次に行きます「春季捕獲の対象地域拡大」、具体的な希望市町村が出たとかありますか。 |
| 事務局 | 昨年度と今年度、市町村からの要望に限って言えば春季捕獲についての要望リクエストは頂いておりません。 担当者レベルではやりたいという声はありました。後は他県の状況で、秋田県では全市町村で個体数調整という事でやっています。 |
| 由井委員長 | 秋田県の場合、春季クマ、親子クマを獲っていないか。 |
| 青井委員 | 山形県でも実施しています。 |
| 由井委員長 | 市町村からの要望が強くなければ取り敢えずはおいておくという事でいいですか。 |
| 青井委員 | 私は増やしたほうが良いと思います。 |
| 由井委員長 | という意見もあります。システムや猟期が3月までになれば春季捕獲が無くていい等、色々考えられる。 「警報システム」については、ブナ、ナラの豊凶調査は現在ブナについては国有林でもやって頂いていますが、ナラ類は岩手県では始めている。最近の傾向は |

| | |
|-----------|--|
| | <p>森林学会誌にも載っていましたがナラ類については昔は2、3年に1回だったのに2年に1回くらい、逆に早まっている、しょっちゅう成っている。ブナも昔は6年半に1回だったのに最近2、3年に1回くらい、むしろ不作ではなく豊作が続くようになって、これはナラ枯れがあるし、地球温暖化のせいであまり増やそうと思っているせいで暫くは豊作になる可能性があるのではクマにとっては都合がいい、当面は。それから地域の市街地周辺、農村地帯にクマが出る事もありますので、常時注意報だという時代になっている。これは出しっぱなしにする誰も聞いてくれない。出すタイミング、考え方を一回整理した方がいいと思う。</p> <p>錯誤捕獲につきまして、これについてご意見、ご質問ありますか。毎回、話題になっていますけど。麻酔関係と関連しますので一つは捕獲された時にどうするかを先程の麻酔の手引きと関係があります。</p> |
| 青 井 委 員 | <p>以前、シカの会議でくくりわなの形状を今の長細い長方形から真円にしたかどうかという話が出たような気がするのですが、その件については何か進んでいますか？</p> |
| 事 務 局 | <p>特段、シカのくくりわなで短い所の12cm以内というところの条件ですね、そのところについて県のほうで具体的な検討をしている事は無いですし、全国的に見てもそのところについて動きがあるという情報は無いです。</p> |
| 青 井 委 員 | <p>真円にしようという話は全く進んでいないという事ですか。</p> |
| 事 務 局 | <p>現状ではそうです。</p> |
| 青 井 委 員 | <p>岩手県で進める予定はありませんか。</p> |
| 事 務 局 | <p>管理事業計画の方で錯誤捕獲の防止という事はうたっておりますので、防止をする手立ての1つとして可能性はあると考えておりますけど、具体的な検討は現段階では進んでいないところでございます。今後の課題というか管理事業計画の中で検討していきたいと思っています。</p> |
| 由 井 委 員 長 | <p>最後に「クマ出没対応訓練」を実施してはどうかという事ですが、これに関係する皆様いかがでしょうか。</p> |
| 岩 泉 町 | <p>市街地については盛岡市、内陸の方の大きな市街地でも結構出ていると報道で見えています。この市街地に出没した対応については、しっかりとした体制なり何らかの事を考えないといけないと思っています。クマがすぐそばに生息している情報すらあまり得られないような方々にとっては何らかの方法で喚起していく必要があると思います。岩泉町としてはこういった対応まではなくていいと思うので地区を限定した中で、これは県も一緒になって実施しなければならない。</p> |
| 青 井 委 員 | <p>これから市街地にクマが出て来て住民がパニックになるという事態が容易に想像されるわけで、実際そのような事が岩手県外では起きているわけです。街中のスーパーに入ったとか。そういう時に市町村で重要なのが警職法の問題。猟友会のハンターの方がいち早く駆けつけても県の方がまだ来ていない。そういう時に警官の処分をもって発砲許可を出す事は出来るわけですけど、それが例えば実際警官が撃つてもいいよとハンターに言った、それで撃つた。ところが後になって銃刀法違反という事でそのハンターの方は免許取り消し、銃の所持許可を取り消されてしまった事があるので、そういう事が起きないように三者連携して市街地に出て緊急事態どうするかというマニュアルのような物を作って三者で共</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>有しておく、ここには対応訓練と書いてありますが、それも含めて、そういう体制を作って早急に話を進めていった方がいいと思います。</p> |
| 岩手県警察本部 | <p>先ほど警職法適用の問題も出ましたけども、実際私共で考えているのが警職法というのはクマに対抗する法律ではないのが原則です。クマを殺す為の一手段としては考えないでほしい。警職法4条の避難等の措置というところですけど、ほぼ何をやるかという津波が近づいてきた時に近くの重機を使えば止める事が出来る、ただ重機を使う人が自分の物ではないから運転できませんと言った時に、動かしてあそこのダムを止めるとか、そういう時に使うような法律です。警職法の適用というのは特に緊急を要する場合と決まっています。実際クマが出る時というのは突発的にありますが、真夜中にクマが出没した時にその時は住民の方が避難して安全だ、ただ明け方になってずっとクマが居ますよという時に、そのクマが建物のいくら住宅地に居るとしても、クマがずっと建物の隅に隠れて寝ているとか、住民は皆避難して誰も居ないといった状況が果たして緊急と言えるのかという所があります。</p> <p>今回北海道の話題もでしたが、警職法を適用した事は岩手県では今まで2件しかない。ということでむやみにそういうふうな適用する内容でもないという事を覚えていて欲しいですし、今回クマの対応訓練というのはいずれやらなければならないと思っていました。警察自体も出来るだけ参加して対応していきたいと思うのですが、ここで言いたいのは役割分担を決めてしまっただけからいざ、「よういドン」でどれくらい出来るかというのが一番重要ではないかと私は思っています。今回、麻醉銃の話もでしたが警察でも麻醉銃を誰が撃って何処に連絡すればいいのかというのも分かっていない状況が実情です。この前盛岡市で囲いわなに入れてやっていたのをテレビで見ましたが、実際そのわなを誰が持っているのか、そういう事を警察は皆知らないです。真夜中にそういう通報が来るのは警察ですが、警察官がすぐ今ここに囲いわなを作れば入るといった時にワナを持っている人の電話すら知らないというふうな状況があって、ただただ警察官だけ10人で突っ込んでいっても何も出来ないのが現状です。そういうのもひっくるめて、そういう事がマニュアル等で出来ていけば効果的になるのではと思っています。</p> |
| 由井委員長 | <p>ありがとうございます。クマ出沒対応は必要ですということで、事前に体制を作っておかなければならない。</p> <p>その他で事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(「鳥獣保護管理事業計画の策定について」資料により説明。)</p> |
| 由井委員長 | <p>これで私の進行をお返しします。</p> |
| 事務局 | <p>5「閉会」</p> |